

# 電気用品安全法の概要

平成28年11月

経済産業省 商務流通保安グループ

製品安全課

# 電気用品安全法の概要

## 電気用品安全法:

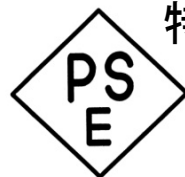
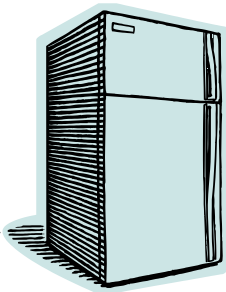
### 電気用品による危険と障害の防止を目的とする法律

- 危害発生のおそれがある製品を国が電気用品として指定し(457品目)、製造・輸入事業者に対し、国が定めた技術基準の遵守を義務付け。
- 製造・輸入事業者は、技術基準に適合し、自主検査を履行した製品に○PSEマークを表示。
- 危害発生のおそれが高い特定電気用品については、自主検査に加え、国に登録した第三者検査機関による適合性検査を受検した製品に◇PSEマークを表示。



特定電気用品以外の電気用品  
(341品目)

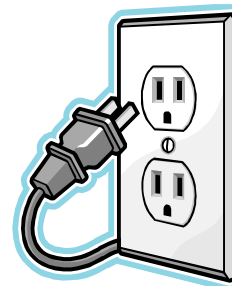
電気冷蔵庫、電気冷房機、  
電気洗濯機、電気掃除機、  
扇風機、テレビジョン受信機、  
エル・イー・ディー・電灯器具、  
リチウムイオン蓄電池 など



特定電気用品 (116品目)

それ以外の電気用品に比べ、不良が  
あった場合に感電・火災などの影響が  
大きい電気用品

ヒューズ、コンセント、  
延長コードセット、  
ACアダプター、  
携帯発電機 など



# 電気用品安全法の主な規定

## 事業の届出 (法第3条)

電気用品の製造/輸入を行う事業者は、開始日から30日以内に届け出ること。

## 技術基準適合義務／自主検査 (法第8条)

- ① 事業者は、届出に係る電気用品について、省令で定める技術基準に適合するようにならなければならない。
- ② 事業者は、自ら製品検査を行い、その記録を保存しなければならない。

## 適合性検査 <特定電気用品のみ> (法第9条)

販売までに、製造工場が基準に適合する製品を製造・検査できることについて、登録検査機関(例 JET、TÜV)の検査を受け、その適合証明書を保存しなければならない。

## PSEマークの表示 (法第10条)

事業者が上記の義務を果たした場合、PSEマークを表示することができる。

## 販売の制限 (法第27条)

法10条によるPSE表示の無い電気用品の販売は、原則禁止。

# 技術基準の性能規定化(国際整合化の推進)

国際規格の動向や技術の進歩への柔軟な対応を可能とするため、品目毎に技術基準を詳細に定めていた従来の技術基準省令を改め、電気用品の安全に必要な性能を定めた「性能規定」とする改正を実施。(2014年1月1日施行)

- 性能規定化された技術基準体系では、事業者の便を図るため、性能規定の技術的要件を満たす具体例として技術基準解釈を整備。
- 国際規格に準拠したJIS等の公的規格が、性能規定化された技術基準を満たしているか検討・確認。
- 確認後、当該公的規格を技術基準解釈として採用。従来の仕様規定と入替え。

(参考) JIS公示後、技術基準解釈として採用に至るまで、約1年を要している。

## 改正後の技術基準体系の概要

